

環生第 16-133 号

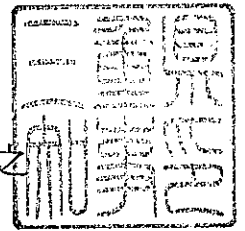
三重県環境審議会

三重県環境影響評価条例施行規則（平成 11 年 3 月 23 日三重県規則第 65 号）の改正について、貴審議会の意見を求めます。

令和 7 年 12 月 25 日

三重県知事

一見 勝之



諮 問 理 由

全国的に、いわゆる「メガソーラー」の設置に対する地域の懸念が広がっており、三重県では、令和6年3月に三重県議会から「地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入に関する提言書」が提出されました。

環境影響評価は、開発事業の実施が環境にどのような影響を及ぼすのかについて、事業者自らが調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して住民、市町長、知事などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全について適正な配慮を行い事業に反映させるための制度です。

わが国の環境影響評価制度では、法律と条例が一体となって、より環境の保全に配慮した事業の実施を確保していますが、昨今の太陽光発電施設に対する懸念等に鑑みて、より小規模な同施設の設置についても環境保全への配慮が確保されるよう「三重県環境影響評価条例」の適用対象を拡大し、三重県の実情に応じた制度とする必要があるため、「三重県環境影響評価条例施行規則」の改正について貴審議会に意見を求めるものです。